

告示

埼玉県告示第五百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏	委託期間
埼玉県障害者交流センター及び同施設の付属設備	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 黛 昭則	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで